五の十　人事院規則９－８―97（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）に規定する次に掲げる事項	（新設）	⑲　第22条第１項第１号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。	⑮　第19条第１項第１号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。
⑴　附則第２条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。		⑳　第22条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。	⑯　第19条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。
⑵　附則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている採用試験及び事項について定めること。		㉑　第25条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。	⑰　第22条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。
⑶　附則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。		八　（略）	八　（略）
五の十一　（略）	五の十　（略）	九　人事院規則９―34（初任給調整手当）に規定する次に掲げる事項	九　人事院規則９―34（初任給調整手当）に規定する次に掲げる事項
六　（略）	六　（略）	⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項	七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項	⑷　第３条第３号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。	（新設）
⑴～⑾　（略）	⑴～⑾　（略）	⑸～⑺　（略）	⑷～⑹　（略）
⑿　第16条第１項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている経路について定めること。	（新設）	⑻　第15条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⑺　第10条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⒀　第16条第１項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている施設について定めること。	（新設）	十　人事院規則９―40（期末手当及び勤勉手当）に規定する次に掲げる事項	十　人事院規則９―40（期末手当及び勤勉手当）に規定する次に掲げる事項
⒁　第16条第２項の規定に基づき、人事院が認めることとされている場合について認めること及び人事院が別に定めることとされている要件について定めること。	（新設）	⑴～（３の２）　（略）	⑴～（３の２）　（略）
⒂　第18条第１号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	（新設）	（３の３）　第５条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている公共的機関及び期間について定めること。	（３の３）　第５条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている公共的機関、期間及び法人について定めること。
⒃　第21条第２項第１号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。	⑿　第18条第２項第１号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。	（３の４）　第６条第１項第２号ホの規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。	（新設）
⒄　第21条第２項第１号ロ又は第２号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	⒀　第18条第２項第１号ロ又は第２号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	（３の５）・（３の６）　（略）	（３の４）・（３の５）　（略）
⒅　第21条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⒁　第18条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⑷～⑻　（略）	⑷～⑻　（略）
		十の二～十二　（略）	十の二～十二　（略）
		十三　人事院規則９―55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項	十三　人事院規則９―55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項
		⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
		⑷　第４条第３項第２号又は第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	⑷　第４条第３項第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
		⑸～⑼　（略）	⑸～⑼　（略）
		十三の二　（略）	十三の二　（略）